

(案)

主要変圧器等絶縁油性能試験業務委託

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、次の条項により主要変圧器等絶縁油性能試験業務委託契約 07-DK-A5 を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、設計図書（仕様書及び金額を記載しない内訳書をいう。）に記載された業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、 円とする。（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 乙は、委託業務が完了したときは、業務完了届及び報告書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙から前項による業務の完了報告を受理したときは、速やかに検査確認を実施しなければならない。

4 乙は前項の検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って委託料を甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として 円を甲に納入するものとする。（※納付の場合）

甲は、乙が納入すべき契約保証金を秋田県公営企業財務規程第76条第 号の規定により免除する。（※免除の場合）

（業務着手届の提出）

第5条 乙は、契約締結後5日以内に委託業務に着手するとともに、業務着手届を甲に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（解除等）

第7条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の実施が不適当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

4 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

5 第2項の場合において、甲は、第4条の規定による契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。(※契約保証金を納付している場合)

(契約変更)

第8条 甲又は乙は、この契約の委託期間中に必要と認めるときは、双方協議の上、この契約を変更することができる。

(履行延滞の場合における延滞金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、成果品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、甲が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかな場合は、甲は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 13 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号

秋田県知事 鈴木 健 太

乙